

ところざわしじゅうどしんしんしょうがいじとう いりょうひ じよせい かん じょうれい
「所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例」の
いちぶかいせい あん がいよう
一部改正（案）の概要

じゅうどしんしんしょうがいじとういりょうひじよせいじぎょう
1 重度心身障害児等医療費助成事業について

じゅうど しょうがいじとう せいかつ こうじょう ふくし ぞうしん はか もくてき ほけんしんりょう かか
重度の障害児等の生活の向上と福祉の増進を図ることを目的に、保険診療に係る
いりょうひ いちぶふたんきん にゅういん じ しょくじりょうようひひょうじゅんふたんがく はんがく じよせい
医療費の一部負担金と入院時の食事療養費標準負担額の半額を助成しています。

かいせい あん ないよう
2 改正（案）の内容

じよせいたいししょうしゃ かくだい
(1) 助成対象者の拡大

せいしんしょうがいしゃ じゅしんびか ぼうし ていきつういんとう そくしん さいはつ じゅうしょうか よぼう
精神障害者の受診控え防止や定期通院等を促進し、再発や重症化を予防するた
め、助成対象者に精神障害者保健福祉手帳の2級の交付を受けている方を追加し
ます。

げんこう
現行

- ア 身体障害者手帳の1級、2級、3級の交付を受けている方
イ 療育手帳の○A、A、Bの交付を受けている方
ウ 精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている方
エ 65歳以上で一定の障害があり、埼玉県後期高齢者医療広域連合
または市長の認定を受けた方

かいせいあん
改正案

げんこう つぎ たいしょうしゃ ついか
現行のア～エに次の対象者を追加します。

せいしんしょうがいしゃ ほけんふくしてちょう きゅう こうふ う かた
「精神障害者保健福祉手帳の2級の交付を受けている方で、
じりつしえんいりょう せいしんつういん にんてい う かた
自立支援医療（精神通院）の認定を受けている方」

たいしょう いりょうひ じりつしえんいりょう せいしんつういん てきよう あと じ こふたんきん
※対象となる医療費は、自立支援医療（精神通院）が適用された後の自己負担金

じよせいたいししょういりょうひ いちぶはいし
(2) 助成対象医療費の一部廃止

にゅういん ひと ざいたく りょうよう ひと しょくじだい こうへいせい たも かんてん みなお
入院する人と在宅で療養する人の食事代の公平性を保つ観点から見直しをする
ものです。

げんこう
現行

- ほけんしんりょう かか いりょうひ いちぶふたんきん
・保険診療に係る医療費の一部負担金
にゅういん じ しょくじりょうようひひょうじゅんふたんがく はんがく
・入院時の食事療養費標準負担額の半額

かいせいあん
改正案

- ほけんしんりょう かか いりょうひ いちぶふたんきん
・保険診療に係る医療費の一部負担金

じ き
3 時期

れいわ ねん がつ にち かいし
令和8年10月1日から開始します。